

## 農山漁村課

新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）...P1

### 新規事業概要

- 漁港漁村活性化対策事業 ...P2 ~ 3
- クリーク防災機能保全対策事業 ...P4 ~ 5
- ため池等整備事業 ... P 6 ~ 7

公共事業新規評価調書（整備系） ...P8 ~ 13

新規評価箇所検討一覧表（C 評価） ...P14

新規評価箇所検討一覧表

担当課 農山漁村課

様式 2

| 番号 | 種別     | 事業区分       | 事業名            | 箇所名等<br>(路河川・地区名) | 施工箇所 |             |           | 事業概要                   | 評価       |                |                  | 判断 | 総事業費<br>(百万円) | 公・単 | 完成<br>予定<br>年度 | 重要施策との関連性<br>(他事業との関連含む)  | 新規評価に至った経緯  |
|----|--------|------------|----------------|-------------------|------|-------------|-----------|------------------------|----------|----------------|------------------|----|---------------|-----|----------------|---|---|
|    |        |            |                |                   | 市町名  | 旧市町名        | 町・大字<br>等 |                        | 位置<br>づけ | 必要<br>性・<br>効果 | 実<br>施<br>環<br>境 |    |               |     |                |   |   |
| 1  | 漁港     | 産業活性化      | 県営漁港漁村活性化対策事業  | 呼子漁港              | 唐津市  | 呼子町         | 呼子        | 浮棧橋設置<br>L=150m W=3.0m | A        | B              | A                |    | 213           | 公   | H31            | 東松浦地域半島振興計画において水産業の振興を図る施策として位置づけられている。   | 事業実施に対する地元要望が強く、計画や負担金に対する関係者の同意も得られ、かつ事業効果(B/C)が認められたことから新規評価を行った。 |
| 2  | クリーク防災 | 生活関連・産業活性化 | クリーク防災機能保全対策事業 | みやき地区             | みやき町 | 三根町<br>北茂安町 |           | 用排水路工L=9,020m          | A        | A              | A                |    | 680           | 公   | H35            | 総合計画2015の「農地等の防災・保全の推進」に向けた取組及び、佐賀県食と農の振興計画2015に掲げる「農地等の防災・保全の推進」(間伐材等を利用したクリーク護岸の整備) | 事業実施に関して地元の要望が強く、受益者の同意や事業計画が策定されたことにより新規評価を行った。                    |
| 3  | ため池    | 生活関連・産業活性化 | ため池等整備事業       | 鞍谷地区              | 伊万里市 | 伊万里市        | 脇田町       | 堤体工L=40.0m             | A        | A              | A                |    | 98            | 公   | H32            | 総合計画2015の「農地等の防災・保全の推進」に向けた取組及び、佐賀県食と農の振興計画2015に掲げる「さが農村の魅力アップ」(快適で安全・安心な農村づくり)       | 事業実施に関して地元の要望が強く、受益者の同意や事業計画が策定されたことにより新規評価を行った。                    |

# 漁港漁村活性化対策事業

農林水産部 農山漁村課

## 漁港漁村活性化対策事業とは...

### 事業の目的

- 水産業に係る要請の多様化等に対応しつつ、漁港の効率的な利用に資する施設、漁業活動の軽労化を図る施設、安全で快適な漁港環境形成に資する施設、漁港の機能改善を図る施設等の整備を行い、漁港の機能の向上及び利用の円滑化を図る。

### 事業の内容

- 「防波堤や護岸等の外郭施設」「岸壁や物揚場等の係留施設」「臨港道路等の輸送施設」などの改良
- 「浮棧橋」「照明施設・灯標・防風設備等の安全施設」などの設置
- 防災・減災に資する「異常気象監視施設」「避難施設」などの設置

# 漁港漁村活性化対策の施工例

－漁業活動の軽労化施設(浮棧橋)の施工例－

## 整備前イメージ

(干潮時の陸揚げ作業に支障を来している)



## 整備後イメージ

(安全で効率的な陸揚げ作業が可能となる)



# クリーク防災機能保全対策事業

農林水産部 農山漁村課

1

## クリーク防災機能保全対策事業とは...

### 事業の目的

- 佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有している。
- クリークの多くは土水路のままであることから、クリーク法面の崩壊が進行し、貯水・送水機能の低下、湛水被害の増加、周辺道路の通行や営農が危険な状況である。
- このことから、安定した農業生産が可能となるよう護岸整備を行い、クリークに隣接する道路、農地を保全し、地域住民、農家の安心・安全の確保を図ると共にクリークの洪水調節機能の保全・強化を図る。

### 整備の方針

- 護岸の整備は、県産間伐材による木柵工とし、森林の保全や林業の活性化にも寄与するものとする。

2

# クリーク防災機能保全対策事業の施工例

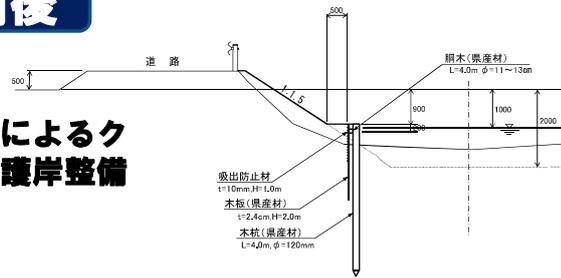
## 現状

・クリーク法面が浸食され、道路通行や営農に支障をきたしている。



## 整備後

・木柵工によるクリークの護岸整備



# ため池等整備事業

農林水産部 農山漁村課

## ため池等整備事業とは...

### 事業の目的

- 老朽化した農業用ため池の堤体補強や洪水吐の整備を行うことにより、ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命・人家・公共施設等の安全を確保するとともに、安定した農業用水を確保し、農業経営の安定を図る。



決壊状況



家屋の被害状況

H18. 9. 15~16  
の豪雨による大  
谷ため池決壊  
(唐津市 相知町  
佐里)

# ため池整備の施工例(唐津市)

整備前

堤体が痩せ  
取水施設  
(斜樋)が  
破損し取水  
に支障をき  
たしている。



整備後

整備前

洪水吐が狭  
小で断面不  
足となり洪  
水時危険な  
状況



整備後

## 公共事業新規評価調書(整備系)

|            |       |     |         |     |      |
|------------|-------|-----|---------|-----|------|
| 本部名<br>部 名 | 農林水産部 | 記 入 | 農山漁村課   | 課 長 | 中村義光 |
|            |       | 責任者 | 唐津農林事務所 | 所 長 | 森田純至 |

|  |   |                   |                         |          |            |
|--|---|-------------------|-------------------------|----------|------------|
| 事 業<br>区 分   | 産業活性化   | 事 業 名             | 地区名等                    | 総事業費     | 213 百万円    |
|  |   | 県営漁港漁村活性化<br>対策事業 | 呼子漁港                    |          |            |
| 事 業 地  |   |                   | 着工予定年度                  | 完成予定年度   |            |
| 唐津市呼子町呼子   |   |                   | 平成 29 年度                | 平成 31 年度 |            |
| 事 業 目 的  |   |                   | 事 業 内 容                 |          |            |
| <p>呼子漁港は、東松浦半島の北端に位置し、豊富な水産資源に恵まれた天然の良港として古くから繁栄してきた漁港であり、近年では、観光の目玉である活イカの主要な陸揚げ港として、地域経済において重要な役割を担っている。</p> <p>しかし、本漁港は干満差が3 m程度と大きく、干潮時には物揚場と船先の高低差も大きくなることから、漁獲物の陸揚げや漁具等の積卸し作業の際に漁業者が海へ転落する事故が発生するなど、大変危険な状況となっている。また、危険な作業を回避するために、満潮近くになるまで船上で漁獲物の陸揚げを待つ漁業者もいる。</p> <p>そのため、浮棧橋を整備することにより、漁業者の安全性の向上や作業の効率化、潮待ち時間の解消に伴う漁獲物の鮮度保持と品質向上を図るものである。</p> |   |                   | 浮棧橋設置 L=150.0m (W=3.0m) |          |            |
| 評価の視点  | 評 価 内 容   |                   |                         |          | 評 価        |
| (1)位置づけ  | 東松浦地域半島振興計画(水産業の振興) (10点)<br>・水産物流通の効率化が図られる、漁業者の就労環境が向上する、安全で快適な漁業地域の形成、の3項目に該当。(50点)<br>・漁港の位置付けとして、漁港事業に関する位置付けがある、の1項目に該当(10点)<br>・漁港漁場整備法での漁港の位置付けは3種漁港である。(20点) |                   |                         |          | A<br>(90)  |
| (2)必要性・効果  | ・費用対効果(B/C)が1.43であり、1.0～1.5未滿に該当。(50点)<br>・安全に作業ができる係留施設(物揚場)が不足しており、漁業活動に支障を来している。(20点)  |                   |                         |          | B<br>(70)  |
| (3)実施環境  | ・事業に対して要望が強く協力的(要望書提出有り)で、負担金の調整が図られている。(60点)<br>・区域・工法・工事時期等を関係機関と協議済。(40点)  |                   |                         |          | A<br>(100) |

|     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| 評 価 | A B A     | 条 件 等 |
| 判 断 | 優先的に事業を実施 |       |

# 定性評価調書

## 自然環境保全

| 内 容   |
|---|
| 水質汚濁等を防止し、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境等の保全を図るという観点から、「施工環境監理者業務のための施工環境マニュアル((社)全国漁港漁場協会)」等を参考に、コンクリート破砕殻の落下防止対策等の環境対策を実施する。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

## 生活環境対策

| 内 容                                       |
|---|
| 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用。<br>建設副産物の適正処理。 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

## コスト縮減策

| 内 容   |
|---|
| 浮栈橋の浮体部分にメンテナンスフリーとなるFRP製の工場製品を使用することで、工期の短縮及びライフサイクルコストの縮減を図る。 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

## その他

| 内 容 |
|-----|
|     |

特に記述することがあれば記載。

## 公共事業新規評価調書(整備系)

|     |       |     |         |    |       |
|-----|-------|-----|---------|----|-------|
| 本部名 | 農林水産部 | 記入  | 農山漁村課   | 課長 | 中村 義光 |
| 部名  |       | 責任者 | 東部農林事務所 | 所長 | 江里口 博 |

|  |   |                    |                        |        |            |
|--|---|--------------------|------------------------|--------|------------|
| 事業区分   | 生活関連<br>産業活性化   | 事業名                | 地区名等                   | 総事業費   | 680百万円     |
|  |   | クリーク防災機能保全<br>対策事業 | みやき                    |        |            |
| 事業地  |   |                    | 着工予定年度                 | 完成予定年度 |            |
| 三養基郡みやき町   |   |                    | 平成29年度                 | 平成35年度 |            |
| 事業目的   |   |                    | 事業内容                   |        |            |
| <p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・法面被害を防止し、一次貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p> |   |                    | 水路工 ライニング（木柵工）L=9,020m |        |            |
| 評価の視点  | 評価内容  |                    |                        |        | 評価         |
| (1)位置づけ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀食と農の振興計画に位置づけられている(クリークの整備)(10/10)</li> <li>・県の防災計画等に位置づけられている(40/40)</li> <li>・農作物の被害が防止または軽減される(20/20)</li> <li>・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30)</li> </ul>  |                    |                        |        | A<br>(100) |
| (2)必要性・効果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20)</li> <li>・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10)</li> <li>・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5)</li> <li>・畦畔・道路に亀裂が発生し、崩壊の危険性がある(10/20)</li> <li>・過去に災害が発生し、農業被害があった(5/5)</li> <li>・費用対効果(B/C)が1.0以上(30/30)</li> <li>・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10)</li> </ul>   |                    |                        |        | A<br>(90)  |
| (3)実施環境  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係市町の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている(20/20)</li> <li>・市町及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4以内である(20/20)</li> <li>・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10)</li> <li>・維持管理について予定管理者の同意が得られている(10/10)</li> <li>・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10)</li> <li>・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10)</li> <li>・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10)</li> <li>・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10)</li> </ul> |                    |                        |        | A<br>(100) |

|    |           |      |
|----|-----------|------|
| 評価 | AAA       | 条件等  |
| 判断 | 緊急的に事業を実施 | 特になし |

## 定性評価調書

### 自然環境保全

| 内 容   |
|---|
| 本地区は、みやき町田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。<br>しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し、保護移植等の対策を講じる。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

### 生活環境対策

| 内 容   |
|---|
| 工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。<br>施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。また、建設副産物の適正処理を行う。 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

### コスト縮減策

| 内 容   |
|---|
| 掘削土は盛土として流用し、現場外へ搬出(残土処分)は原則行わない。木柵工による護岸整備を採用することで、コスト縮減と併せて間伐材の有効活用を図る。 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

### その他

| 内 容   |
|-------|
| 特になし。 |

特に記述することがあれば記載。

## 公共事業新規評価調書(整備系)

|      |       |     |          |    |       |
|------|-------|-----|----------|----|-------|
| 本部署名 | 農林水産部 | 記入  | 農山漁村課    | 課長 | 中村 義光 |
|      |       | 責任者 | 伊万里農林事務所 | 所長 | 泉 秀樹  |

|   |   |          |   |          |            |
|---|---|----------|---|----------|------------|
| 事業区分  | 生活関連<br>産業活性化   | 事業名      | 地区名等  | 総事業費     | 97.5百万円    |
|   |   | ため池等整備事業 | 鞍谷 地区   |          |            |
| 事業地   |   |          | 着工予定年度  | 完成予定年度   |            |
| 伊万里市脇田町字古瓶屋地内   |   |          | 平成 29 年度  | 平成 32 年度 |            |
| 事業目的  |   |          | 事業内容  |          |            |
| 鞍谷ため池は伊万里市中央部に位置し下流域 6.6ha の水田に農業用水を供給している。しかし、堤体は全線にわたり洗掘され脆弱化し変形している。また、洪水吐周辺からの漏水が著しく、取水施設周辺からも認められる。洪水吐も狭小で断面不足し、満水位までの貯水ができない状況である。万一決壊すれば農地、農業用施設その他人家、公共施設に多大な被害を与える。この被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。 |   |          | 堤体工 L=40m<br>取水施設工 N=1 式<br>洪水吐工 N=1 式<br>法面保護工 A=300 m <sup>2</sup><br>測量試験費 N=1 式 |          |            |
| 評価の視点   | 評価内容  |          |   |          | 評価         |
| (1)位置づけ   | 各部の施策に関する方針等:佐賀食と農の振興計画に位置づけられている(ため池の整備)<br>(10点)<br>防災計画:「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている<br>(40点)<br>農業経営の安定:農業用水が安定確保されることにより、農業生産の維持が見込まれ、農業経営の安定が図られる<br>(20点)<br>農地・農業用施設への被害防止:農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される<br>(30点)  |          |   |          | A<br>(100) |
| (2)必要性・効果   | 明確な必要性:地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。<br>(20点)<br>機能低下:機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している<br>(10点)<br>危険度の判定:漏水量:1.0ℓ/s以上、変形率:5%以上<br>(15点)<br>主要施設の老朽度:築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい<br>(10点)<br>費用対効果:費用対効果(B/C)が1.0以上<br>(30点)<br>二次被害の防止または軽減:農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される<br>(10点) |          |   |          | A<br>(95)  |
| (3)実施環境   | 市町村及び受益農家の合意形成:関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている<br>(20点)<br>受益者の負担能力:市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4<br>(20点)<br>事業推進体制の整備:事業推進協議会(水利組合)が設立されている<br>(10点)<br>維持管理体制の確保:維持管理について予定管理者の同意が得られている<br>(10点)<br>関係機関との事前調整:施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている                     |          |   |          | A<br>(100) |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している<br>(10点)<br>採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している<br>(10点)<br>経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている<br>(10点) |  |
|--|---|--|

|    |           |     |
|----|-----------|-----|
| 評価 | AAA       | 条件等 |
| 判断 | 優先的に事業を実施 |     |

## 定性評価調書

### 自然環境保全

| 内 容  |
|--|
| 特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

### 生活環境対策

| 内 容   |
|---|
| 旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。<br>排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用<br>建設副産物の適正処理 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

### コスト縮減策

| 内 容  |
|--|
| 再生材の利用促進、発生土の再利用促進<br>施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運搬距離の短縮 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

### その他

| 内 容 |
|-----|
|     |

特に記述することがあれば記載。

新規評価箇所検討一覧表【二次評価に至らなかったもの】

様式 2

担当課 農山漁村課

| 番号 | 種別     | 事業区分           | 事業名                | 箇所名等<br>(路河川・地区名) | 施工箇所  |      |       | 事業概要            | 評価   |        |      | 判断 | 公・単 | 2次評価に至らなかった理由   |
|----|--------|----------------|--------------------|-------------------|-------|------|-------|-----------------|------|--------|------|----|-----|---|
|    |        |                |                    |                   | 市町名   | 旧市町名 | 町・大字等 |                 | 位置づけ | 必要性・効果 | 実施環境 |    |     |   |
| 1  | クリーク防災 | 生活関連<br>産業活性化  | クリーク防災機能<br>保全対策事業 | 嘉瀬                | 佐賀市   | 嘉瀬町  |       | 用排水路工 L=42,660m | -    | -      | C    |    | 公   | 地元からの要望はあるものの、市の事業計画や事業費算定もなく、実施体制が整っていないため               |
| 2  | ため池    | 生活関連・<br>産業活性化 | ため池等整備事業           | 耕地整理              | 上峰町   |      | 堤     | 堤体工 L=116m      | -    | -      | C    |    | 公   | 地元要望を受け、平成30年度の実施に向け平成29年度に実施計画を策定予定であり、現時点で実施環境が整っていないため |
| 3  | ため池    | 生活関連・<br>産業活性化 | ため池等整備事業           | 五本杉               | 吉野ヶ里町 | 東脊振  |       | 堤体工 L=60m       | -    | -      | C    |    | 公   | 地元要望を受け、平成31年度の実施に向け平成30年度に実施計画を策定予定であり、現時点で実施環境が整っていないため |
| 4  | ため池    | 生活関連・<br>産業活性化 | ため池等整備事業           | 小菅                | 武雄市   |      | 朝日町   | 堤体工 一式          | -    | -      | C    |    | 公   | 地元要望を受け、平成30年度の実施に向け平成29年度に実施計画を策定予定であり、現時点で実施環境が整っていないため |
| 5  | ため池    | 生活関連・<br>産業活性化 | ため池等整備事業           | 田代                | 伊万里市  |      | 波多津町  | 堤体工 L=39m       | -    | -      | C    |    | 公   | 地元要望を受け、平成30年度の実施に向け平成29年度に実施計画を策定予定であり、現時点で実施環境が整っていないため |
| 6  | 漁港     | 産業活性化          | 漁港機能強化事業           | 名護屋漁港             | 唐津市   | 鎮西町  |       | 岸壁・護岸補強L=284m   | -    | -      | C    |    | 公   | 平成30年度以降の実施に向け、平成29年度に実施計画を策定予定であり、現時点で実施環境が整っていないため      |
| 7  | 河川応急   | 生活関連<br>産業活性化  | 農業用河川工作物<br>応急     | 羽佐間               | 多久市   | 東多久町 |       | 頭首工 1か所         | -    | -      | C    |    | 公   | 地元からの要望はあるものの、市の事業計画や事業費算定もなく、実施体制が整っていないため               |
| 8  | 河川応急   | 生活関連<br>産業活性化  | 農業用河川工作物<br>応急     | 宮ノ浦               | 多久市   | 多久町  |       | 頭首工 1か所         | -    | -      | C    |    | 公   | 地元からの要望はあるものの、市の事業計画や事業費算定もなく、実施体制が整っていないため               |